

受託開始のご案内

謹啓 時下益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省令第20号で労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が公布され、令和2年7月1日より施行となります。これにより、スチレンを使用する作業者について、特殊健康診断の健診項目が現在の「尿中のマンデル酸の量の測定」から、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更されます。この改正に伴い、スチレン代謝物検査として2つの代謝物とその総量を報告する項目を新設し、受託を開始させて頂くことになりましたので、ご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

敬白

記

《受託開始項目》 [6618] スチレン代謝物

《受託 開始日》 2020年7月1日（水）受付分より

《検査要項》

検査コード	検査項目	検体量 mL	保存 条件	採取 容器	所要 日数	検査 方法	基準値	備考
6618	スチレン代謝物 マンデル酸 PGA* 総量	尿 1	冷蔵	D	5~8	LC-MS法	なし	下記参照

* : PGA (phenylglyoxylic acid)

備考) マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸(PGA)の濃度と総量(マンデル酸+フェニルグリオキシル酸)をご報告いたします。(分布区分はご報告いたしません。)

検体の採取にあたっては、連続した作業日の最初の日を除いた作業終了時に採取してください。ただし、作業終了2時間前に一度排尿してください。

- 当該検査の受託開始に伴い、現行の検査コード3539：マンデル酸[スチレン]は2020年9月29（火）受付分をもちまして検査受託を中止させていただきます。